

住民監査請求監査結果公表

平成30年8月30日付で下記請求人より提出されました地方自治法242条第1項の規定に基づく「古河市職員措置請求書」（同月31日受付第9号）に係る監査の結果について、次のとおり公表します。

平成30年10月25日

古河市監査委員 赤 岩 茂

古河市監査委員 手 島 光 一

古河市監査委員 山 腰 進

記

請求人 省略（代表者 ほか50名）

1 請求の要旨

古河市長及び指名委員会に対する措置要求の要旨

昨年の9月に古河市長が、発注した「平成29年市道総和0210号線配水管布設替工事(第10工区)」について、去る平成30年6月21日に古河市当局より、同工事に関する契約検査と工事施工図書の情報公開請求に対する説明を受けました。

その資料の説明を受けるなかでA(株)が、古河市の指名業者として適格だったのか改めて強い疑問を生ぜざるを得ません。例えば、工事落札日以降契約締結に至るまで通常では考えられない無用の時間を要しています。また、契約締結から工事着手までも同様であります。

さらに、工期(平成29年10月25日～平成30年2月16日の115日間)までに工事が完了せず、年度をまたいで平成30年4月27日になって工事完了届が出される始末です。

A(株)は、契約締結当初から現場代理人及び主任技術者選任通知書、契約工程表や施工計画書、材料使用届等の書類の提出を遅延し、工事監督員(市役所職員、以下監督員という。)に督促されたのを始め、契約締結後もなかなか工事に着手せず、工事着手要請を監督員から受けています。

今年(平成30年)1月17日になってようやく工事(材料検査)の準備にはいりましたが、監督者から早急の工事着手、現場代理人の常駐等も指摘されています。古河市の公共工事を請け負う事業者としての資質が問われます。

また、A(株)は、この工事着手を理由に前払い金を市に請求、古河市は平成30年1月31日に前払い金772万4,160円を支払っています。

発注者側として、このような業者を指名した古河市建設工事請負業者指名委員会委員長及び契約を締結した古河市長の責任も問われなければなりません。

以上のことから、古河市建設工事請負業者選定規程並びに古河市財務規則(契約の締結、履行・公金の支出)に違反するものと思われま

よって当該工事にかかる違反事実が認定され次第、違反者に対しての処分並びに市の損害金19,310,400円(市が不当に支出した同工事の請負金額)の返還を求めるものです。

下記の点につき、貴監査委員会の判断および見解、並びに古河市当局に対しての適切な指導をお願いいたします。

記

- (1) A(株)の公共事業請負者としての適否について。
 - A A(株)の経営状態を良好とみているか否か。
 - B その根拠は何か。(A(株)から提出された指名願の書類のうち、経営事項審査の総合評定値及び結果通知書をどう分析しているのか)
- (2) A(株)の経営状態が良好でない場合、古河市の公共事業を請け負わせることは問題ないか。
- (3) 工事落札から契約締結までの期間について
古河市の規則では、7日以内となっている。なぜ前例のない特例扱いをしたのか。
- (4) 現場代理人、主任技術者の在籍の有無をどう判断したのか。
工事を監督した水道課の職員の報告書には、現場に常駐すべき現場代理

人が確認されていません。市に届けられた現場代理人は、A(株)の社員として実在したのか。現場代理人が、工事現場にいないということは契約違反であり、一括下請け(丸投げ)にあたらぬか。また、その調査をしたのか。

(5) 契約締結の遅延、工事着手の遅延を始めとする各種書類提出の遅延や現場代理人の常駐等について、監督員の指示に従わなかったと報告されています。

監督員の指示に従わない業者との契約解除をなぜしなかったのか。契約解除しなかった理由は何か。

(6) 工事遅延による受益者への損害調査、及び道路片側通行期間の延長による地元住民等へ与えた不便等の苦情の聞き取りはしたのか。

(7) 古河市は、A(株)に対して、5月1日付けで履行遅延による損害金22,033円、指名停止3ヶ月を科したとの報告です。

今回のA(株)の工事の落札から工事完了まで、異例の扱いをしたことは看過できない問題であり、契約に基づく公金の支出が妥当であったのか否かについて監査を求めるものです。

2 請求書の受理

平成30年8月30日付で提出された古河市職員措置請求書については、同年8月31日收受し、所定の法定要件を具備しているものとして、同年9月5日にこれを受理した。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

「平成29年度市道総和0210号線配水管布設替工事(第10工区)」について、違法又は不当な契約の締結・履行及び違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象事項とした。

(2) 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第6項の規定により、平成30年9月13日に陳述及び証拠の提出の機会を設け、請求人から陳述の聴取を行った。

請求人より陳述書が提出された。

(3) 監査対象部署に対する調査等

総務部契約検査課、上下水道部水道課に対し、平成30年9月13日及び同年9月18日に関係職員から事情を聴取した。

4 事実関係の確認

(1) A(株)の公共事業請負者としての適否について及び

(2) A(株)の経営状態が良好でない場合、古河市の公共事業を請け負わせることは問題ないかについて

古河市の建設工事入札参加資格は、「古河市建設工事入札参加希望請負業者資格審査要綱」に基づき、建設業者から提出された申請書及び添付書類により審査が行われている。この要綱の中で、申請書を提出しようとする建設業者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けた者でなければならないと定められている。

入札参加資格の審査では、「古河市建設工事入札参加希望請負業者資格審査会」において、提出された経営規模等評価結果通知書の総合評定値を客観点数とし、これに災害時地域貢献などの主観点数を加えたものを総合数値として算出している。

A(株)は、経営規模等評価結果通知書の総合評定値(客観点数)402点に加えて、A(株)が所属している市内水道または管工事協同組合が古河市と災害関連の協定等を締結していることから+5点、また平成28年度に漏水修繕に6回出動している事から+9点、合わせて416点の総合数値で平成29年度「水道施設工事」のDランクとなっていることを確認した。

指名業者の選定については、「古河市建設工事請負業者選定規程」の中で発注金額による標準格付等級の上位及び下位2等級までの業者の中から選定できるとされており、水道施設工事において発注標準金額1,500万円未満のDランクであるA(株)が、発注標準金額500万以上2,500万円未満のCランクの工事の指名業者に選定されたことは、この規程に基づいて行われたことを確認した。

よってA(株)は、市の規程に基づく審査を経て入札参加資格が登録されており、また、Dランクではあるものの当該工事の指名業者として不適格とは認められないと判断した。

(3) 工事落札から契約締結までの期間について(前例のない特例扱い)

「古河市建設工事執行規則」第9条に「落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に建設工事請負契約書により、市長と契約を締結しなければならない。」と定められている。今回のケースにおいては、平成29年9月28日に落札後、契約締結日が同年10月24日となっている。A(株)は、平成27年度及び平成28年度において入札参加資格の登録がなく、2年間公共工事の実績がないために契約保証会社の審査に時間がかかることを理由に、契約の締結期限から20日遅れての契約締結となった。契約の締結が遅延した例が、平成25年から平成29年までの5年間に本件を含めて9件あり、前例のない特例扱いであったとは言えない。よって同規則第9条ただし書「市長が特別の事由があると認める場合は、期間を延長することができる。」とした市の対応に問題はないと判断した。

(4) 現場代理人、主任技術者の在籍の有無をどう判断したのかについて

現場代理人及び主任技術者選任通知書は、平成29年12月13日に提出されているが、市の監督員が平成30年1月17日、同年1月24日、同年1月29日に現場代理人の常駐を口頭で指示したことを監督票により確認した。また同年1月30日に指示書により指示したことを確認した。これに対し、A(株)が指示に従う様子が見られなかったため、市水道課は「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認める場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる」とした「建設工事請負契約書契約約款」第10条第3項の規定を適用し、工事現

場の運営等に関する一切の協議等を、請負業者であるA(株)の代表者と直接行った。

また、現場代理人及び主任技術者選任通知書により通知された人物が、A(株)の社員であったかどうかについては、提出された選任通知書に記載漏れがないか等の形式審査を経て収受することが通常に対応と思われるが、工事完了後において、市水道課が、A(株)の代表者に口頭で確認を取ったとの陳述が得られた。

以上のことから、現場代理人に関する市水道課の対応について、重大な過失があったとは認められない。

- (5) 契約締結の遅延、工事着手の遅延を始めとする各種書類提出の遅延や現場代理人の常駐等について、監督員の指示に従わなかったと報告されています。監督員の指示に従わない業者との契約解除をなぜしなかったのか。契約解除しなかった理由は何かについて

契約締結の遅延については、上記(3)で述べたとおりである。また、現場代理人の常駐等については、上記(4)のとおりである。

各種書類の遅延等については、市の監督員は、随時指示・指導をされており、さらに契約履行の意志確認、工期及び材料手配等についても確認をとっており、A(株)からは、施工の意志があり、工事材料も手配済みで工期内完成との回答を得ている。

また、工事着工後は、工事区域の市民に対し、長期に渡る迷惑や利用上の不便を掛けることから一刻も早く工事を完成させる事が最善であると、契約解除しなかった市の対応に問題はないと判断した。

- (6) 工事遅延による受益者への損害調査、及び道路片側通行期間の延長による地元住民等へ与えた不便等の苦情の聞き取りはしたのかについて

工事遅延による受益者への損害調査、道路片側通行期間の延長による地元住民等へ与えた不便等の苦情の聞き取りの有無などについては、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為には該当しないと判断した。

- (7) 古河市は、A(株)に対して、5月1日付けで履行遅延による損害金22,033円、指名停止3か月を科したとの報告について

本件に関して、70日間の遅延による損害金を「建設工事請負契約書契約約款」第45条第2項により積算し、平成30年5月1日A(株)に対し22,033円を請求し、平成30年5月2日に入金されたことを確認した。また、平成30年5月22日に古河市建設工事入札参加希望請負業者資格審査会において、90日間の指名停止措置を決定し、A(株)へ通知したことを確認した。

5 監査委員の判断

当該工事は、市内の水道または管工事協同組合員である登録業者 24 社全社を指名業者として選定し、入札を実施している。

A (株) に対する入札参加資格の審査は規程通り行われており、A (株) が指名競争入札において落札し、契約を締結した一連の行為に、違法性や不当性は認められなかった。また、A (株) との契約締結から工事完了までにおいて、市側が特段異例の扱いをしたとは認められなかった。

また、工事履行遅延による損害については、規定に基づく損害金 22,033 円を A (株) に請求するとともに、90 日間の指名停止処分を行っている。

よって、本件においては、当初の設計通り工事が完了していることから、損害金として請負金額と同額の 19,310,400 円の返還を求める請求人の主張に理由がないと判断した。

6 監査の結果

本件請求は、合議により次のとおり決定した。

本件請求については、理由がないものとして棄却する。

7 意見

監査の結果については以上のとおりであるが、本件に関して次のとおり意見を付す。

(1) 本件では、請負業者である A (株) の不誠実とも取れる対応が随所にみられ、市はその対応に苦慮したことと思われる。しかしながら、結果として、工事履行遅延となり、A (株) へ損害金を請求することとなったことは事実であり、再発防止に努められたい。また、市は請負業者に対し、提出書類の内容を審査するなど工事全般に係る業務について、関係法令を遵守するよう指導の徹底を望むものである。今後は、一定期間契約実績のない事業者などについては、状況に応じ、契約履行能力や信用度を調査し、古河市建設工事請負業者指名委員会の審査に付することも検討いただきたい。

(2) 市は、工事の指名競争入札に当たり、入札参加指名業者を選定する際は「古河市建設工事請負業者選定規程」第 2 条第 1 項を原則とし、同条第 2 項の「工事の状況に照らして必要があるときは、標準格付等級の上位及び下位 2 等級までの業者の中から選定することができる」とする規定については、その運用基準を明確にするよう検討いただきたい。